

第2章 子育て・健康福祉

<地域ですくすくと育ち、あったかな生き方がかなうまち>

第1項 (1) 保健体制、(2) 健康づくりに関する基本計画

<政策> 地域ぐるみで健康づくりに取り組み、いつまでも元気に暮らせるまち

★ 政策の基本方針

健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るため、保健サービス体制を整備するとともに、健康保持増進、疾病予防を重視して、誰もが地域ぐるみで健康づくりに取り組めるようにします。

★ 前期基本計画の評価

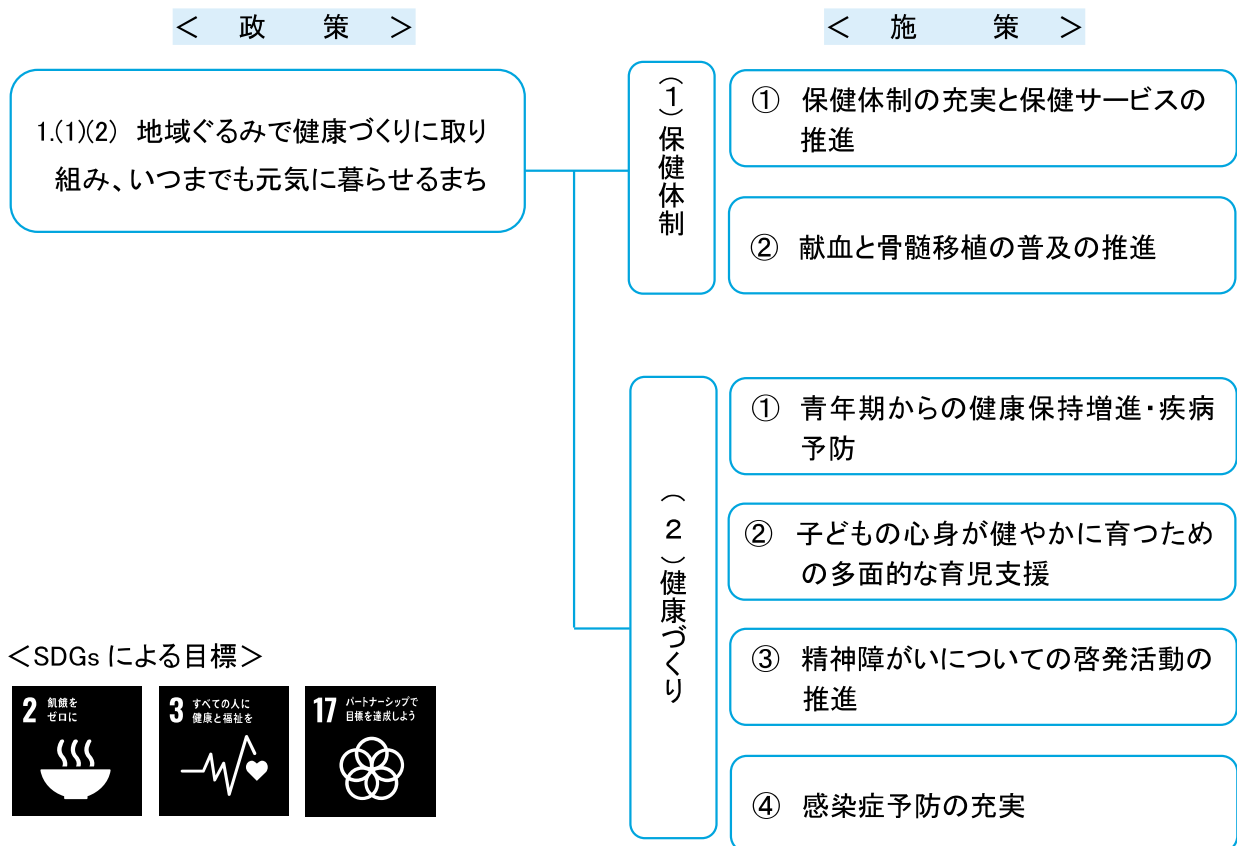
- ・健（検）診を受けやすくするために、追加健（検）診を実施したり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、会場を変更して実施しました。
- ・全行政区に保健協力員の委嘱ができましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、活動ができない状況でした。
- ・歩いて健幸システム[※]の活用や健康教室を開催し、運動習慣の定着を促すための支援を行いました。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援をするため体制を整備しました。

★ 課題

- 保健センターは築39年が経過しており建物内外において老朽化がみられます。また多様化する町民のニーズに合わず利用者に不便をかけているため、利用しやすい環境の整備が必要です。
- 感染症が蔓延した場合、町が臨時接種の体制を整える必要があり、広い場所の確保が必要となっています。
- 青年期から運動の習慣化などの健康づくり、生活習慣病発症予防などが推進でき、健康で幸福な暮らしが続けられる「Well-beingなまちづくり」の意識醸成が必要となっています。
- 肥満傾向児の割合が高くなっていますので、乳幼児期からの食習慣や運動の習慣化など、健康的な生活習慣を習得するための取り組みが必要となっています。
- 様々な問題を抱えながら子育てをしている家庭が増えています。必要な支援を切れ目なく受けられる体制をさらに充実させる必要があります。
- こころの健康相談の内容が多岐に渡り、関係機関と連携し支援をすることが増えています。

※歩いて健幸システム：歩くことの継続を支援するシステム。専用の歩数計を用いて歩数の確認ができるとともに、歩数をポイント制にして歩くことへの動機づけとしている。

★ 政策・施策の展



<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

<p>【(1)保健体制】</p> <p>① 保健体制の充実と保健サービスの推進</p> <p>○保健サービスの多様化に対応し、効率よく質の高いサービスを提供できる環境の整備について検討します。</p> <p>○令和7年度を開始年度とする健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を一体的に策定し、健康増進をさらに総合的に取り組みます。</p> <p>○保健サービスを提供する仕組みを整え、関係機関や保健協力員等と連携し、健康づくりに取り組める環境整備を推進します。</p> <p><主な事務事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター運営管理事業 ・健康づくり推進審議会事業 ・地区組織育成事業 	<p>② 献血と骨髄移植の普及の推進</p> <p>○献血協力者の維持及び若年層の献血協力者増加を図るため、献血実施の周知と啓発を行います。</p> <p>また、骨髄移植のドナーに対する支援等、助け合いの仕組みづくりを進めます。</p> <p><主な事務事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血推進事業 ・骨髄移植推進事業 ・がん患者補正具購入費助成事業
--	--

【(2)健康づくり】

- ① 青年期からの健康保持増進・疾病予防
- 若い世代から疾病の予防・早期発見、健康づくりのための行動ができるよう、青年期から生涯にわたり、健康づくりに取り組み続ける「Well-beingなまちづくり」を推進します。
 - 各種健康診査、がん検診の結果から医療機関への受診が必要な対象者には受診勧奨を行います。
 - 町独自に青年期健康診査や胃がん検診等の無料化を行っており、受診率の推移や利用者のニーズ等に配慮しながら、柔軟な制度運用を図ります。
 - 「歩いて健幸システム」を継続しながら、気軽に運動できる機会と場を提供し、運動習慣が定着するよう支援します。
 - 食育推進計画に基づき、健全な食生活を実践できるよう食育推進事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・各種健康診査・がん検診事業
- ・健康相談・教育事業・訪問指導事業
- ・歩きたくなるまち推進事業
- ・食育推進事業

② 子どもの心身が健やかに育つための多面的な育児支援

- 妊産婦及び乳幼児の健康保持増進に関する包括的な支援を行います。
- こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで安心して出産・子育てができるよう相談に応じ、母子保健と児童福祉の支援を一体的に行います。合わせて、出産・子育て応援給付金を給付し、経済的な負担を軽減します。
- 入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療費の給付を行います。

<主な事務事業>

- ・妊産婦・乳児健康診査事業
- ・健康診査事業、健康相談事業
- ・健康教育事業、訪問指導事業
- ・出産・子育て応援給付金事業
- ・未熟児養育医療費給付事業
- ・産後ケア事業

③ 精神障がいについての啓発活動の推進

- こころの健康に関する啓発活動を推進し、必要ときに相談支援が受けられる体制づくりを進めます。
- 町自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援を展開します。

<主な事務事業>

- ・相談・訪問事業
- ・精神障がい者コミュニティサロン運営事業
- ・自殺対策緊急強化事業

④ 感染症予防の充実

- 感染症を予防するため、各種予防接種を対象年齢内に完了できるよう接種勧奨し、接種率の向上を図ります。
- 結核検診を実施することにより疾病を早期発見し、蔓延を防止します。

<主な事務事業>

- ・個別予防接種事業
- ・集団予防接種事業
- ・インフルエンザ等ワクチン接種事業
- ・予防接種健康被害調査委員会事業
- ・結核検診事業
- ・任意予防接種費用助成事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「健康づくりの推進」に対する満足度 (5 点満点中)	3.9 点	4.0 点	4.2 点
2	健康教室開催行政区数 (保健協力員 3 年任期中の教室開催行政区数)	40 行政区	33 行政区	43 行政区
3	青年期健康診査受診者数	322 人	330 人	400 人
4	がん検診受診者数(延べ人数)	11,208 人	11,051 人	12,000 人
5	生後 4 か月までの保健師等の家庭訪問率	99.4%	99.2%	100%

第2項 (1) 地域医療に関する基本計画

<政策> 充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち

★ 政策の基本方針

県、関係市町、医療関係団体等と密接な連携を図りながら、みやぎ県南中核病院及び仙南夜間初期急患センターの管理運営へ参画し、町民の安心した暮らしと、広域的な医療拠点としての役割を担います。

★ 前期基本計画の評価

- みやぎ県南中核病院や地域診療所等と連携し、町民の安心した暮らしと、広域的な医療拠点としての体制確保に努めました。
- 仙南医療圏の平日夜間における軽症の急病者の応急的な診療を行うため、仙南夜間初期急患センターを運営しました。令和2年度からは全国的な新型コロナウイルス感染症の流行による発熱外来患者の増加に対し、受診体制を確立し対応しました。

★ 課題

- 高齢化や疾病構造の変化により、住み慣れた地域において、身近な医療機関から良質な医療を受けたいというニーズがさらに高まっています。
- 一次医療においては、かかりつけ医、二次、三次医療については、みやぎ県南中核病院を核とした各医療機関の役割分担、さらに保健福祉との連携が求められています。
- 令和2年10月以降休止しているみやぎ県南中核病院の産科医療について、地域公立病院としての再開が多く求められています。
- 今後の人口減少化社会を踏まえ、みやぎ県南中核病院と診療所との協力体制の更なる充実、広域的な病院の役割分担と連携が求められます。

★ 政策・施策の展開

< 政策 >

2.(1) 充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち

< 施策 >

① 地域の医療、診療体制の充実

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

① 地域の医療、診療体制の充実

- 急性期から回復期、慢性期に至るまで切れ目のない医療を提供し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- 地域の診療所と連携しながら、みやぎ県南中核病院の高度な医療機能を最大限に活かし、二次、三次医療の充実を図ります。
- 地域医療機関の負担軽減を図るため、仙南夜間初期急患センターの円滑な運営を図ります。
- 地域の分娩施設の復活に関して、みやぎ県南中核病院企業団と連携し、様々な働きかけを進め再開を目指します。

<主な事務事業>

- 救急医療等負担金
- 企業団管理費関係市町負担金
- 訪問看護ステーション管理費関係市町負担金
- 休日診療対策事業
- 仙南夜間初期急患センター事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「医療体制の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.5 点	3.6 点	3.7 点

第3項 (1) 児童福祉 (2) 民間保育所等の支援に関する基本計画

<政策> 子育て家庭を支え、子どもの未来をつくるまち

★ 政策の基本方針

子ども・子育て支援事業計画等に基づき、安心して子育てができ、健全な親子関係が構築できる環境整備を図ります。また、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、すこやかな子どもの育成に努めます。

多様な保育需要に応えるため、民間保育所等との協働により保育施設及び保育サービスの充実を図るとともに、質の高い保育環境を整備し待機児童の解消を図ります。

★ 前期基本計画の評価

- 令和2年度から6年度までの5年間の期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに伴う経済的負担軽減等をはじめとした、安心して出産し子どもを育てられるよう支援事業を行いました。
- 多様な保育の実施を目指し、小規模保育事業施設4か所の認可、定員の増員等、待機児童の解消に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、給付金等の支給を行いました。
- 令和4年4月から「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた支援を行いました。

★ 課題

【児童福祉】

- 10年前に比べ、出生数が半減しています。少子化対策を重点とする施策が必要です。
- 少子化社会の弊害を克服するために、子どもの幸せを第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に捉える（こどもまんなか社会）施策の展開が求められています。
- 妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じた不安や困りごと相談などが増加しており、切れ目のない支援体制の充実が求められています。
- 子育て世帯の負担軽減、保育ニーズ、居場所づくり、虐待・不登校対策等子どもを取り巻く課題に対して総合的な支援が求められています。

【民間保育所支援等】

- 子育て中の母親の就労希望が年々増加しているため、保育所への入所を希望する家庭が増加しています。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

3.(1)(2) 子育て家庭を支え、子どもの未来をつくるまち

< 施 策 >

(1) 児童福祉

① 児童養育家庭の生活安定支援

② 児童健全育成及び子育て支援

③ 子ども医療費等助成事業の推進

④ こども家庭センターの運営

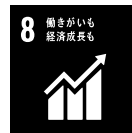
(2) 民間保育所支援等

① 民間保育所等の環境充実

② 多様なニーズに対応した民間保育事業への助成

③ 適正な保育運営の推進

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

【(1)児童福祉】

① 児童養育家庭の生活安定支援

- 児童手当のほか、ひとり親家庭や心身に障がいを持つ児童を養育する親等に対し、児童扶養手当等の適切な支給申請事務を進め、生活の安定と児童の福祉の増進を図ります。

＜主な事務事業＞

- ・児童手当支給事業
- ・児童手当等関連事務事業
- ・児童扶養手当等申請事務事業
- ・ひとり親家庭等支援事業

② 児童健全育成及び子育て支援

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組み、政策が社会の真ん中に捉えられる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。
- 「子ども・子育て会議」に諮りながら、町の保育や子ども・子育て支援事業の検討を進めます。
- 子育てワンストップサービスを充実し、手続きの負担を減らします。

＜主な事務事業＞

- ・子ども・子育て支援事業
- ・子ども・子育て利用者支援事業
- ・第3子以降小学校入学祝い金支給事業

③ 子ども医療費等助成事業の推進

- 子ども医療費の助成や母子・父子家庭医療費の助成を継続し、医療機会の確保と子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全育成を目指します。

＜主な事務事業＞

- ・子ども医療費助成事業
- ・母子・父子家庭医療費助成事業

④ こども家庭センターの運営

- こども家庭センターに専門職員を配置しすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対し適切な支援を行います。
- 要保護児童等に対する支援を行う要保護児童対策地域協議会においては、要保護児童等の家庭に対し適切な支援を進めていきます。
- 子どもの将来が、家庭環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困問題に関し包括的な事業を展開します。

＜主な事務事業＞

- ・児童虐待防止事業
- ・子どもの貧困対策事業
- ・子ども・子育て支援事業
- ・DV 被害者等支援事業
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）

【(2)民間保育所支援等】

① 民間保育所等の環境充実

- 民間保育所等が円滑に運営できるよう「施設型給付」「地域型保育給付」にて支援します。
- 金ヶ瀬カトリック保育園に放課後児童クラブの運営委託を継続し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

＜主な事務事業＞

- ・施設型保育運営給付事業
- ・地域型保育運営給付事業
- ・民間保育所建設支援事業
- ・放課後児童クラブ民間委託事業

② 多様なニーズに対応した民間保育事業への助成

- 民間保育所等における保育サービスの充実のための取組みに対し、引き続き支援を行います。また、施設の新築、改修整備についても支援を行い、多様な保育ニーズに対応した環境整備を進めます。

<主な事務事業>

- 延長保育促進事業
- 民間保育所運営事業
(一時預かり、障がい児保育等)

③ 適正な保育運営の推進

○保育所運営全般に関する適正な事務を行います。また、法令の範囲内で定員を弾力的に運用しながら、待機児童の解消に努めます。

<主な事務事業>

- 保育所運営一般事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7 点	3.8 点	3.9 点
2	待機児童数	24 人	3 人	0 人
3	保育士の人数	103 人	113 人	120 人

第4項 (1) 町立桜保育所に関する基本計画

<政策> すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち

★ 政策の基本方針

すこやかな保育の確保とともに、障がい児・乳児保育等に対応できる質の高い保育環境の整備と、きめ細やかな保育事業を推進する、町立保育所としての役割を担います。

★ 前期基本計画の評価

- ・施設老朽化の為移転新築した新桜保育所が令和3年3月に開所したことに伴い、令和3年度に旧桜保育所の解体工事を行いました。
- ・新桜保育所では保育環境の向上とともに、様々な保育ニーズの高まり、個々のケースに応じた対応に努めました。
- ・保育の質の向上、また業務を効率化するため、町内5か所の保育所において、国の補助を活用しアプリソフトを導入しました。保護者がアプリを活用することで、保育所における登園・降園管理等が出来るようになるなど、保育所のICT化に努めました。

★ 課題

- 障がい児保育、乳児保育のニーズは高まっており、個々のケースに応じていますが、柔軟な保育体制が求められています。
- 子育てや保育所への理解を促すため、地域ぐるみの子育て意識の醸成が必要とされています。
- 多様な保育づくりの体制を整えるため、更なる保育士の質の向上が必要とされています。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

4.(1) すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち

< 施 策 >

- ① 安全を重視した施設の維持管理の推進
- ② 多様なニーズに対応できる保育事業

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

- ① 安全を重視した施設の維持管理の推進
- 公立保育所としての役割を踏まえ、様々な保育ニーズに的確に対応します。
 - 職員の安全管理に対する意識を高め、安全・安心な施設管理体制の強化を図ります。

<主な事務事業>

- ・ 施設安全管理事業

- ② 多様なニーズに対応できる保育事業

- 障がい児保育、乳児保育等、町立保育所としての役割を担いながら、多様な保育ニーズに対応できる、保育所づくりを進めます。
- 保護者や関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを推進する意識づくりやひとづくりを進めます。

<主な事務事業>

- ・ 一般保育事業
- ・ 延長保育事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「子育て支援の充実」に関する満足度 (5 点満点中)	3.7 点	3.8 点	3.9 点

**第4項 (2)大河原児童センター (3)上谷児童館
(4)世代交流いきいきプラザに関する基本計画**
<政策> 児童の健全育成と地域の子育て支援が充実したまち

★ **政策の基本方針**

大河原児童センターをはじめとした子育て支援施設では、地域との関わり合いを密にしながら、施設の特徴を大切に施設運営を行います。

相談事業や子育てサークル等への支援を充実し、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図ります。

放課後児童クラブ事業を通じて、健康の増進と情操豊かな子どもを育みます。

★ **前期基本計画の評価**

- ・放課後児童クラブ事業について、保護者の雇用形態の多様化に伴い、留守家庭児童の健全な育成など子育てに対する支援のニーズが高まっており、大河原小学校学区においては利用者、登録者数が増加傾向にあるため、待機児童が生じないよう対応しました。
- ・いきいきプラザでは子育て支援の充実を目指し、子どもの年齢にあった活動や遊びの提供、利用しやすい施設づくりを進めました。また、放課後児童クラブは、利用者増の学区に合わせてクラブを増設し、3単位のクラブにて対応しました。
- ・金ヶ瀬小学校学区の児童クラブについては、利用者の減少に伴い、令和4年度より「金ヶ瀬児童クラブ」を「金ヶ瀬カトリック児童クラブ」に統合しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、活動の制限を余儀なくされましたが、地域の方々との交流を出来る限り継続し、地域全体で子育てを支援する基盤形成に努めました。

★ **課題**

【大河原児童センター】

- 施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕を必要としています。
- 雇用形態の多様化に伴い、子育てに対する公的ニーズが高まっているため、柔軟な子育て体制を必要としています。

【上谷児童館】

- 施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕を必要としています。
- 南小学校学区の2つの放課後児童クラブは、児童数の減少により利用希望も減少傾向にあります。
- 子育てに迷いを感じている保護者が増えている状況があります。

【世代交流いきいきプラザ】

- 子育て支援の拠点として、子どもに係る受入体制、相談体制、援助体制等の充実が求められています。
- 放課後児童クラブは利用希望が年々増えており、一時利用による対応をしていますが、今後の利用希望の増加に対する対応策が必要です。
- 子育て支援センター事業では一時預かりも始めましたが、活用拡大が求められています。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

4.(2)(3)(4) 児童の健全育成と地域の
子育て支援が充実したまち

< 施 策 >

(2) 児童センター

- ① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進
- ② 児童センター児童クラブ事業の推進
(児童センター児童クラブ)
(第2児童センター児童クラブ)

(3) 上谷児童館

- ① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進
- ② 上谷児童館児童クラブ事業の推進
(上谷児童館児童クラブ)
(第2上谷児童館児童クラブ)

(4) 世代交流いきいきプラザ

- ① 安全な施設管理と施設の活用促進
- ② 子育て支援センター事業の推進
- ③ 世代交流いきいきプラザ児童クラブ事業の推進(わくわく児童クラブ・すまいる児童クラブ・さんさん児童クラブ)

<SDGs による目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

【(2)大河原児童センター】

① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進

- 利用者が安全・安心に活動できるよう、適切な施設管理と運営を行います。
- 児童センターを拠点として活動している母親クラブを支援するとともに、地域や学校と連携した事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・児童センター活動事業
- ・児童センター維持管理事業
- ・地域組織活動への補助事業

② 児童センター児童クラブ事業の推進 (児童センター児童クラブ・第2児童センター児童クラブ)

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・児童センター児童クラブ保育事業

【(3)上谷児童館】

① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進

- 計画的な施設の修繕等を実施し、安全・安心で快適な施設の運営管理を図ります。
- 児童館を拠点として活動している母親クラブの支援、地域住民の施設利用など幅広い世代との交流を持ち、地域に根ざした子育て事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・上谷児童館活動事業
- ・上谷児童館維持管理事業
- ・地域組織活動への補助事業

② 上谷児童館児童クラブ事業の推進 (上谷児童館児童クラブ・第2上谷児童館児童クラブ)

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・上谷児童館児童クラブ保育事業

【(4)世代交流いきいきプラザ】

① 安全な施設管理と施設の活用促進

- 子育て支援施設として、子どもたちの安全確保を最優先に施設管理を図ります。
- 効率的な管理運営に努めながら、貸館事業を行い、幅広い施設利用に対応します。

<主な事務事業>

- ・いきいきプラザ施設維持管理事業
- ・げんきサロン事業

② 子育て支援センター事業の推進

- 母親等の育児不安に対する相談対応のほか、子育てサークル活動支援や「みらいのひろば」の自由開放等を実施します。
- 子育て支援センターを拠点とし、一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業を展開し、安心して子育てができる環境整備を図ります。

<主な事務事業>

- ・子育て支援センター活動事業

③ 世代交流いきいきプラザ児童クラブ事業の推進 (わくわく児童クラブ、すまいる児童クラブ、さんさん児童クラブ)

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・いきいきプラザ児童クラブ保育事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7 点	3.8 点	3.9 点
2	大河原児童センターの利用人数	12,565 人	16,632 人	17,000 人
3	上谷児童館の利用人数	19,727 人	7,350 人	8,000 人
4	子育て支援センターの利用人数 (いきいきプラザ内)	10,188 人	5,996 人	8,000 人
5	ファミリー・サポート・センター援助 活動数(いきいきプラザ内)	13 件	218 件	220 件

第5項 (1) 高齢者福祉に関する基本計画

<政策> 高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

★ 政策の基本方針

高齢者が生きがいを持って地域で暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会を支援します。また、高齢者の状態に応じた在宅での福祉サービスを充実します。

★ 前期基本計画の評価

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、緊急通報システムや配食サービス事業など、民生委員やケアマネジャーへの制度周知、広報紙への掲載を図り見守り体制を強化しました。
- ・地区敬老事業補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度と令和3年度の補助事業を中止しました。

★ 課題

- 高齢者一人世帯、二人世帯が年々増加しており、日常生活に支障を来たすケースが増えてきています。
- 高齢者が増加し続ける状況のなか、生きがいづくり、健康づくりの機会と場が必要になっています。
- 支え合う高齢社会の実現に向け、福祉ボランティアの育成、見守りの強化など、住み慣れた地域で暮らし続けるための身近な支え合いが求められています。
- 民間特別養護老人ホームは本町には1か所施設のみであり、入所待機が慢性的な状態となっています。
- 高齢者に係る孤独死防止及び犯罪被害の未然防止が図られる体制強化が求められています。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

5.(1) 高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

< 施 策 >

- ① 高齢者の保護と安定した生活の確保
- ② 高齢者の生きがいづくりの推進
- ③ 高齢者の豊かな生活支援の充実
- ④ 介護保険制度の充実(地域支援事業分)(制度運営・保険給付分)

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

① 高齢者の保護と安定した生活の確保

- 日常生活を営むのに支障がある人を対象に、養護老人ホームへの入所を措置し自立した生活が送れるよう支援します。措置の必要性については、養護老人ホーム審査会において検討します。

<主な事務事業>

- ・養護老人ホーム審査会事業
- ・養護老人ホーム措置事業

② 高齢者の生きがいがづくりの推進

- 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブの新規結成や主催事業を支援し、高齢者の生きがいがづくりと豊かな生活の創出に結びつけます。

<主な事務事業>

- ・老人クラブ育成事業

③ 高齢者の豊かな生活支援の充実

- 高齢者福祉計画に基づき、心身ともに健康が続く「Well-being」を目指し、高齢者が抱える課題に対し必要な支援を進めていきます。
- ひとり暮らしの高齢者に機器を貸与し、病気などの緊急の際にボタンひとつで緊急連絡ができる緊急通報システムの設置を勧め、事故等への早期対応を行います。
- 介護者の身体的・経済的負担の軽減や要介護者等の在宅生活の継続を図るため、介護用品購入に助成を行います。

- 日常生活を営むのに支障があるひとり暮らしの高齢者等に対し、弁当の配達や屋外作業等の軽度生活援助を行い、安否確認を行うとともに、自宅での自立した生活を営むことを支援します。

- 地域主催の敬老会などの各種敬老事業の開催を支援し、地域全体で高齢者を敬う心の啓発を行います。

<主な事務事業>

- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・家族介護用品支給事業
- ・配食サービス事業
- ・軽度生活援助事業
- ・敬老会事業
- ・低所得者利用負担軽減対策事業

④ 介護保険制度の充実

(地域支援事業分)

(制度運営・保険給付分)

- 介護保険制度の円滑な運営(地域支援事業、保険給付)を支援します。

<主な事務事業>

- ・介護保険特別会計繰出金
- ・新予防給付計画作成事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.3 点	3.4 点
2	老人クラブ登録者数	583 人	392 人	420 人

第5項 (2) (3) 介護保険に関する基本計画

<政策> 高齢者が生きがいを持ち、地域であたたかに暮らせるまち

★政策の基本方針

高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいをもって生活できるよう、介護予防事業を充実します。また、介護が必要になった場合には、高齢者が安心できるサービス提供体制の充実に取り組みます。

★前期基本計画の評価

- 平成30年に3か所あった認知症カフェを令和5年度は6か所にするなど増設を図り認知症対策の強化を推進しました。
- 令和3年12月に成年後見支援センターの中核機関を福祉課地域包括支援センター内に設置し、早期の相談、対応体制の整備を図りました。

★課題

- 介護保険被保険者（65歳以上の高齢者）の人口増により、要支援・要介護認定者の増加が見込まれるとともに、介護サービス費も増える見込みです。
- 要支援・要介護者は増加していく傾向にありますので、介護保険事業計画に基づく確実な対応策が求められています。
- 認知症を発症する人が増え、認知症の理解・介護方法、介護者への支援、成年後見人制度の活用など、認知症を取り巻く情勢が深刻化していきます。
- 高齢者が自立した生活を送り、地域で元気に暮らせるよう、地域資源を生かし地域に合った「地域包括ケアシステム」※の体制強化を進めていきます。

★政策・施策の展開

< 政策 >

5.(2)(3) 高齢者が生きがいを持ち、地域であたたかに暮らせるまち

< 施策 >

(2) 地域支援事業

- ① 介護者への支援の充実
- ② 高齢者の権利擁護や虐待防止事業の充実
- ③ 要介護にならないための事業の推進

(3) 介護保険制度運営、保険給付事業

- ① 介護保険制度の円滑な運営

<SDGsによる目標>



※地域包括ケアシステム：地域に「住まい・医療・介護・予防・生活支援」一体的に提供される体制により、高齢者が介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするもの。

★ 施策の方向性と主な事務事業

【(2)地域支援事業】

① 介護者への支援の充実

- 介護や認知症に対する正しい理解を深めるための講座を継続して開催します。
- 地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。

<主な事務事業>

- ・介護教室開催事業
- ・認知症理解講座事業

② 高齢者の権利擁護や虐待防止事業の充実

- 高齢者が尊厳を持って、安全・安心に暮らせるよう支援を行います。

<主な事務事業>

- ・高齢者権利擁護事業
- ・高齢者虐待防止事業

③ 要介護にならないための事業の推進

- 介護予防事業として、フレイル*予防のための事業開催や、介護予防啓発のためのイベント等を開催します。
- 高齢者が長年住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにする「地域包括ケアシステム」を推進します。
- 要介護認定のうち、要支援1・2認定者のケアプランを作成し、適正なケアマネジメントを行います。
- 介護保険サービスでは十分に対応しきれない、多様なニーズに応じる生活支援サービスを検討する「生活支援体制整備事業」を町社会福祉協議会に委託し、町民同士が支えあう地域づくりと活動の担い手づくりを推進します。

業」を町社会福祉協議会に委託し、町民同士が支えあう地域づくりと活動の担い手づくりを推進します。

- 認知症対策の一層の推進のために、認知症サポーターによる「チームオレンジ」の活動支援、認知症カフェの増設・充実を図ります。

<主な事務事業>

- ・一般介護予防事業
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・地域ケア会議
- ・介護予防・生活支援サービス相当事業

【(3)介護保険制度運営、保険給付事業】

① 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険システムの運営、介護保険料の賦課徴収、要介護認定、利用者への給付など、介護保険制度に係る事業を適正に実施し、安心して暮らせる高齢福祉社会づくりの実現を図ります。

<主な事務事業>

- ・介護保険運営管理事業
- ・介護保険料賦課徴収事業
- ・介護認定事業
- ・介護サービス費給付事業
- ・介護予防サービス費給付事業
- ・保険給付支払事務事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成29年度)	実績値 (令和4年度)	目標値(指標) (令和9年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.3点	3.3点	3.4点
2	認知症サポーター養成講座の開催回数	7回	8回	8回

*フレイル：加齢に伴って、心身機能が低下した状態のことをいいます。「健康」と「要介護」の中間に位置し、そのまま放置していると、「要介護」状態になる危険性が高いと言われています。

第6項 (1) 障がい者（児）福祉に関する基本計画

<政策> 障がい者と健常者が、相互に尊重し、支えあうまち

★ 政策の基本方針

障がいの有無に関わらず、相互に尊重しあう社会的包摂を推進し、障がい者が生きがいを持って地域で安心して暮らせるよう支援します。

★ 前期基本計画の評価

- ・障がいの種別やニーズに対応した、各種福祉サービスの提供を行いました。
- ・福祉サービス利用者の年々増加に伴い、そのニーズに対応した事業所も増えており、事業所等関係団体と連携を図り、事業の充実及び強化に努めました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援として、重度の障がい者に対し、安定した生活が送れるよう給付や助成事業を行いました。
- ・福祉作業所さくらの利用環境整備のため、施設の改修工事を行いました。

★ 課題

- 障がい者・児数が増えており、さらなる社会的包摂及び地域共生社会の理解・普及が必要となっています。
- 障がい者が地域で暮らすための生活・社会参加、就労等の支援強化と、障がい者施設の拡充が求められています。
- 町内の障がい福祉サービス事業所は増えていますが、ニーズが多様化するなかで、利用者に合わせたサービスの充実が求められています。
- 「福祉作業所さくら」は、地域活動支援センター※として指定管理者制度により事業運営されていますが、建物の老朽化が進んでいます。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

6.(1) 障がい者と健常者が、相互に尊重し、支えあうまち

< 施 策 >

- ① 障がい者(児)相談の充実と計画策定等の推進
- ② 障がい者(児)や難病患者等の総合的な支援の推進
- ③ 福祉作業所さくらの運営管理
- ④ 障がい者医療費助成の推進
- ⑤ 障がい者の社会参加の機会確保

<SDGsによる目標>



※地域活動支援センター：障害をお持ちで就労または地域社会活動への参加がしづらい方々をサポートしている通所型施設。

★ 施策の方向性と主な事務事業

① 障がい者(児)相談の充実と計画策定等の推進

○相談支援事業所等サービス事業所や障がい者の関連団体への活動支援を行います。

○地域福祉計画及び障がい者計画（6年ごと）、また障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（3年ごと）に基づき、利用者のニーズに合わせた支援を展開するとともに、社会的包摂及び地域共生社会の理解・普及を進めます。

<主な事務事業>

- ・地域生活支援事業
- ・障がい者計画等策定事業

② 障がい者(児)や難病患者等の総合的な支援の推進

○自立支援給付や障がい児入所給付等を実施し、障がい者(児)や難病患者等の自立した日常生活、社会生活を支援します。

○心身の障がい除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減し、生活の安定を図ります。

<主な事務事業>

- ・地域生活支援事業
- ・自立支援給付事業
- ・障がい者医療費事業
- ・障がい者(児)支援事業
- ・障がい児入所給付事業

③ 福祉作業所さくらの運営管理

○地域活動支援センターを担う指定管理者による運営を進め、在宅障がい者の活動の場を確保します。

○施設の老朽化に対し、適切で計画的な修繕を行い、作業所の維持に努めます。

<主な事務事業>

- ・福祉作業所さくら運営管理事業

④ 障がい者医療費助成の推進

○障がい者の医療費を助成し、安定した社会生活を送れるよう支援します。

<主な事務事業>

- ・障がい者医療費助成事業

⑤ 障がい者の社会参加の機会確保

○重度障がい者タクシー利用助成を継続して実施し、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ります。

<主な事務事業>

- ・障がい者タクシー利用助成事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.3点	3.3点	3.4点

第7項 (1) 社会福祉・地域福祉に関する基本計画

<政策> 誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち

★ 政策の基本方針

福祉委員や社会福祉協議会の活動支援を通じて、地域福祉活動の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

★ 前期基本計画の評価

- 福祉委員（民生委員・児童委員）の生活困窮者やひとり暮らし高齢者等の援助活動、心配、悩みごと相談等の活動については、短時間・非接触で対応する等、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら継続実施し、地域力を発揮しました。
- 町社会福祉協議会においては、新型コロナウイルス感染症拡大により生活が困窮した方へ、生活資金の貸付やフードバンク等により支援しました。

★ 課題

- 福祉委員（民生委員・児童委員）の活動がますます重要になっていますが、活動範囲の広がりやそれに伴う負担の増加などから、新たな後継者の確保が難しい状況になっています。
- 社会福祉協議会においては、多様化する地域課題に対し、地域を支える支援施策及び災害対応を含めたボランティアセンター運営など地域福祉の中心的な役割が期待されています。
- 地域福祉の拠点となる福祉センターは、老朽化により修繕箇所が増えています。
- 既存の制度では解決が難しい、複雑化・複合化した地域住民のニーズに対応するため、重層的支援体制の整備が重要視されています。

★ 政策・施策の展開

< 政策 >

< 施策 >

7.(1) 誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち

① 地域福祉活動の推進

② 社会福祉協議会の事業活動の支援

③ 地域福祉に関する事業の推進

④ 災害罹災者の自立支援の推進

⑤ 戦没者援護事業の推進

⑥ 重層的支援体制整備の推進

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

① 地域福祉活動の推進

- 町の福祉委員（民生委員・児童委員も兼務）の協力により、生活困窮者やひとり暮らし高齢者等の援助活動、心配・悩みごと相談活動等を行います。
- 災害時要援護者支援制度による要援護者台帳整備のため、見守り調査等の取り組みも行い、登録の変更申請や新規者登録に努めます。

<主な事務事業>

- ・福祉委員(民生児童委員)事業
- ・民生委員推薦会事業

② 社会福祉協議会の事業活動の支援

- 継続して社会福祉協議会に運営資金を助成し、活発な福祉事業を支援します。
 - ・サロン活動などの高齢福祉事業
 - ・福祉車両貸出など障がい児(者)福祉事業
 - ・出前福祉講座など子育て児童福祉事業
 - ・ボランティアセンターの運営
(災害時は、災害ボランティアセンターとなる。)

<主な事務事業>

- ・社会福祉協議会運営補助事業
- ・生活相談事業

③ 地域福祉に関する事業の推進

- 福祉センターについては、適正な維持管理を継続して実施します。
- 犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動推進大会」の開催や行政区での「あいさつ運動」を推進します。
- 生活保護相談は、関係機関等と連携を図りながら助言・指導を行い、必要に応じ

て速やかに仙南保健福祉事務所に保護申請を進達します。

- 地域福祉計画に基づき、「参加」と「支援」を組み合わせた地域福祉の仕組みづくりの実現に向け、多様化する地域課題に対応した支援体制づくりを推進します。

<主な事務事業>

- ・福祉センター管理事業
- ・社会を明るくする運動推進事業
- ・生活保護相談事業

④ 災害罹災者の自立支援の推進

- 災害被災者に対して、町から見舞金の支給や災害援護資金の貸し付けを行います。

<主な事務事業>

- ・災害罹災者支援事業
- ・災害援護資金貸付事業

⑤ 戦没者援護事業の推進

<主な事務事業>

- ・戦没者援護事業

⑥ 重層的支援体制整備の推進

- 地域住民（家庭）が抱える多様化・複雑化する支援ニーズに対し、包括的に対応する「重層的支援体制」を整備します。相談支援の連携、多機関協働、地域づくり支援等を進め、誰一人取り残さない地域福祉の実現を目指します。

<主な事務事業>

- ・重層的支援体制整備事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.3点	3.3点	3.4点
2	福祉委員の人数	54人	49人	56人

第8項 (1) 国民健康保険に関する基本計画

<政策> 安心して生活できる健全な国民健康保険があるまち

★ 政策の基本方針

被保険者の健康増進、予防医療等の強化に向けた保健事業の充実を図ります。また、国民健康保険財政の健全化に向けた取り組みを推進します。

★ 前期基本計画の評価

- 被保険者の健康増進、予防医療等の強化に向け、人間ドック対象年齢枠の拡大や令和元年度より脳ドック助成を開始しました。また、特定健診の未受診者へ受診勧奨通知等を行い、受診率向上に努めました。
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し医療機関受診勧奨、保健指導を実施しました。
- 納税者の多様な生活スタイルに対応するため、コンビニエンスストア収納をはじめとしたクレジットカードやスマートフォンアプリ収納など、納税環境の拡充を図りました。

★ 課題

- 一人あたりの医療費は、生活習慣病の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にあります。
- 保健事業の実施により生活習慣病の発症や重症化の予防に努めるなど、「Well-beingなまちづくり」の趣旨に沿った健康づくりを展開する必要があります。
- 健全な財政を目指し、更なる納税環境を拡充するとともに、滞納整理の強化が必要です。

★ 政策・施策の展開

< 政策 >

8.(1) 安心して生活できる健全な国民健康保険があるまち

< 施策 >

① 被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の推進

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

- ① 被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の推進
- データヘルス計画※に基づき、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化の予防など、「Well-beingなまちづくり」の趣旨に沿った保健事業を実施します。
- 窓口サービスの向上など、きめ細やかなサービスの提供に努めます。
- 被保険者の利便性とともに入納率向上を図るため、コンビニエンスストア、クレジットカード及びスマートフォンアプリによる入納を推進します。
- また、納税意識の向上、被保険者相互の公平性を確保し、入納率の向上を図るため、納税相談の機会を設けていきます。

<主な事務事業>

- ・国民健康保険給付事業
- ・保健事業
- ・国民健康保険賦課徴収事業
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.3点	3.4点	3.5点
2	被保険者の特定健診の受診率	51.2%	52.3%	60.0%
3	国民健康保険税入納率(現年度分)	93.2%	94.5%	96.0%

※データヘルス計画：国の成長戦略として医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、平成 27 年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。

第8項 (2) 後期高齢者医療制度に関する基本計画

<政策> 高齢者が安心して医療を受けられるまち

★ 政策の基本方針

後期高齢者の医療の確保とともに、健康増進を図ります。
後期高齢者健康診査(個別健診)を実施します。また、高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めます。

★ 前期基本計画の評価

- ・後期高齢者の医療の確保とともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めました。
- ・未納者対策として、督促状の発送のほか、電話による催告等を行いました。
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し医療機関受診勧奨、保健指導を実施しました。
- ・令和2年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における取り組みでは、高齢者の特性にあった保健事業を行うことにより、高齢者の健康維持、フレイル予防に効果的、効率的に関わりました。

★ 課題

- 個別健診の実施により生活習慣病の発症や重症化及び生活機能低下の予防に努め、「Well-beingなまちづくり」の趣旨に沿った健康づくりを展開する必要があります。
- 高齢者の特性に合った保健事業を行うことにより、健康維持、フレイル予防の定着が必要です。
- 未納が常態化しないために、未納者対策の強化が必要です。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

8.(2) 高齢者が安心して医療を受けられるまち

< 施 策 >

① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

② 高齢者の生活習慣病の重症化や生活機能低下の予防

<SDGsによる目標>



★ 施策の方向性と主な事務事業

① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

- 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の安定を確保するため、従来の老人保健制度に代わり、75歳以上の高齢者を対象として始まった医療制度です。適切な保険料の徴収により、制度の円滑な運営に努めます。
- 未納者対策については、督促状の送付や電話催告など関係部署との連携による実態把握と、制度の啓発により、収納率の向上を図ります。

<主な事務事業>

- ・後期高齢者保険料徴収管理事業
- ・後期高齢者事業(広域連合負担金)

② 高齢者の生活習慣病の重症化や生活機能低下の予防

- 「Well-beingなまちづくり」の趣旨に沿った保健事業を実施します。
- 後期高齢者健康診査(個別健診)を実施し、生活習慣病の予防・早期発見により健康の保持・増進を図ります。
- 生活習慣病の発症や重症化予防のために医療機関受診勧奨や保健指導を実施します。
- 生活機能低下予防のために通いの場等で健康教育を行い、生活習慣の改善を図るための啓発を行います。

<主な事務事業>

- ・後期高齢者健康診査
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保健事業
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・通いの場活動支援
- ・後期高齢者被保険者証交付時健康教育

★ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.3点	3.4点	3.5点
2	後期高齢者医療保険料収納率 (現年度分)	—	99.8%	99.9%
3	後期高齢者健康診査(個別健診)の 受診率	55.1%	54.2%	55.0%

第8項 (3) 国民年金に関する基本計画

<政策> 年金制度で老後も安心して生活できるまち

★ 政策の基本方針

若年層を中心に国民年金制度を周知し、年金を適正に受給できるよう努めます。

★ 前期基本計画の評価

- ・若年層を中心に国民年金制度の周知、啓発に努めました。
- ・加入の際に、保険料の口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア納付及び令和5年2月からスマートフォンアプリ納付も可能であることの周知を行いました。また、公平な負担と適正な給付という基礎年金制度の趣旨を踏まえながら、被保険者一人ひとりの年金受給権の確保、収納対策に取り組みました。

★ 課題

- 国民年金制度の更なる理解普及を進めていく必要があります。

★ 政策・施策の展開

< 政 策 >

8.(3) 年金制度で老後も安心して生活できるまち

< 施 策 >

① 広報周知の充実による国民年金制度への理解と信頼の確保

★ 施策の方向性と主な事務事業

- ① 広報周知の充実による国民年金制度への理解と信頼の確保
- 国民年金制度の周知と情報提供を行い、制度への理解と信頼を高めるとともに、将来にわたり年金を適正に受給できるよう努めます。

<主な事務事業>

- ・国民年金推進事業

<SDGsによる目標>

